百十	特許登録令施行規則第十条第八項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百十一	特許登録令施行規則第十条の五（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請の取下げ
百十二	特許登録令施行規則第十三条第一項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による期間延長請求書の提出
百十三	特許登録令施行規則第十三条の三（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する手続補正書の提出
百十四	実用新案登録令施行規則第二条の三に規定する申請書の提出（実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第二十八条の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百十五	商標登録令施行規則第四条第一項から第三項までに規定する申請書の提出（商標登録令第十条において準用する特許登録令第二十八条の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百十六	第六条第二項の規定による包括委任状の提出
百十七	第七条の規定による届出（国際意匠登録出願又は国際商標登録出願に係るものに限る。）
百十八	第七条（特許法施行規則第九条の三第二項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）及び特許登録令施行規則第十三条の六第二項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出（第十条第四十五号並びに別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）
百十九	第八条の規定による包括委任状の取下げ